

・おわりに

平成16年7月に、同志社大学監査制度研究会（以下「制度研究会」という）、日本監査役協会関西支部監査実務研究会（以下「実務研究会」という）との第2回共同研究会がスタートして以来、制度研究会及び講師の先生方には計画に沿ってご報告頂く一方、1ヶ月に1回程度の割合で開催した双方の研究会メンバーによるミーティングにもご参加頂いた。

この間、先生方からはいろいろなご意見を頂戴したし、不遜にも先生方に失礼なことも申し上げたと思うが、相互に共同研究への意欲が強かったことの現れであり、その熱意が実り、本年5月には研究報告書としての形が見えてきた。

理論編についての研究は、各論文毎にご執筆頂いた先生方のお名前を記載しているが、そのご労力は甚大なものであったと思う。お陰で7月に報告書の最終的な完成を見、『内部統制システムの新潮流と課題』と題した共同研究の目的をほぼ予定どおり達成できたことは、ひとえに先生方のご尽力の賜物であり、ここに厚くお礼申し上げる次第である。

特に森田先生には、実務研究会が担当する「実務編」についても細部までお目通しを頂いた。初めは鋭い指摘にやや俯き加減であった実務研究会のメンバーも、途中からは面と向き合って存分に闊達な議論ができたような気がする。これらの経験を通して、会社における監査役の役割の重要性を身に沁みて学ぶことができた。このように、株主代表訴訟の提訴請求を受けたり監査役自ら取締役に損害賠償請求する前に、日頃監査役が監査活動で未然防止の助言を行い、もしくは、内部統制システムの不備を事前に指摘して、そのような事態に至ることを防止することが、ますます肝要となったことがひしひしと実感され、その重責に身が引き締まる思いである。

多面的な議論を重ねられたお陰で、本年7月に出された金融庁の企業会計審議会内部統制部会の公開草案も大きな潮流の中で捉えることができそうである。ただ、同草案は今後の運用次第では、日本のコーポレート・ガバナンスの基本フレームの否定に直結しかねない課題を内包していると言えるのではないだろうか。むしろ、日本型のガバナンスを世界へ地道に発信していくことではないのか。

メンバー同士でも幾度も意見交換をし、時に厳しい質問が飛び交ったことも今となっては懐かしいが、本当にいい時期に研究に取り組むことができたお陰で、新しい潮流を正しい座標軸により捉えることができたことは幸運であったと思う。メンバー全員には分担事項について大変なノルマが課されていたにもかかわらず、期限を遵守し報告書を書き上げてくださったことに深く感謝したい。

なお、メンバー間で議論を重ね、可能な限り、学説、判例等に基づき、客観性を保つように努めてきたが、内部統制システムの監査という実務でも蓄積が少ない分野でもあり、どうしても個人的な考えや意見が随所に色濃く残ってしまっている。この点、ご容赦頂ければ幸いである。

最後に、この研究会が、日本監査役協会関西支部の和田氏、西氏により影で支えて頂いていたこと、同支部の幹事各位より期中に親切なご助言を頂戴したこと、また会員監査役の皆様から何度も叱咤激励を受けたことをここにご報告し、御礼に代えさせて頂きたい。

(備考)

(1) 共同研究会参加者

同志社大学監査制度研究会

同志社大学大学院	法学研究科教授	森田 章
同	法学研究科教授	川口 恭弘
同志社大学	法学部助教授	伊藤 靖史
同	法学部専任講師	松尾 健一
大阪市立大学大学院	法学研究科助教授	小柿 徳武
同	法学研究科助教授	釜田 薫子

日本監査役協会関西支部監査実務研究会

(株)豊田自動織機	常勤監査役	御友 重孝(幹事)
エコナック(株)	常勤監査役	木下 寧夫
オーエヌ電子(株)	常勤監査役	吉田 米次郎
(株)オージス総研	監査役	安場 耕一郎
阪神電気鉄道(株)	常勤監査役	今里 政彦
(株)村田製作所	常勤監査役	村田 充弘
近畿日本鉄道(株)	元監査役	筑間 啓亘(オブザーバー)
日本監査役協会関西支部	所長	和田 成泰
同	課長	西 功

(2) 講師

監査法人トーマツ	パートナー	松内 秀樹
----------	-------	-------

(3) 監査実務研究会の参考論文、文献等

文中に明記している箇所もあるが、監査実務研究会が、研究会等の場において、また各人が原稿を執筆するに当たり参考にした論文、文献等を纏めて列挙すると以下のとおり。

- ）本報告書における同志社大学監査実務研究会及び講師の論文

) 論文、日本監査役協会が策定した基準等

「アメリカ合衆国におけるコンプライアンス・プログラムの動向」

川崎友巳 「同志社法学」第305号 平成17年3月

「監査役監査基準の全面改定」

大川博通、尾崎安央、武井一浩 「別冊商事法務」277号 平成16年10月

「監視・監督義務違反に基づく取締役の会社に対する責任について(一)~(六)」

笠原武朗 「法制研究」 平成15年3月 ~ 平成16年10月

「監査役監査基準の改定」

日本監査役協会 平成16年2月改正

「監査役監査実施要領」

日本監査役協会ケース・スタディ委員会 平成16年9月

「企業不祥事防止と監査役役割 ~ケース・スタディ委員会報告を中心に~」

日本監査役協会ケーススタディー委員会 「月刊監査役」482号 平成16年9月

) 官庁のガイドライン等

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」(公開草案)

金融庁企業会計審議会内部統制部会 平成17年7月

「金融検査マニュアル」

金融庁 平成8年 ~ 平成17年

「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組について
構築及び開示のための指針」(案)

経済産業省企業行動の開示・評価に関する研究会 平成17年7月

『「リスク管理・内部統制に関する研究会」報告書』

経済産業省 平成15年6月

) 文献

『内部統制システムの統合的枠組み 理論編・ツール編』

トレッドウェイ委員会組織委員会 鳥羽至英、八田進二、高田敏文共訳

白桃書房 平成8年5月 <原書は、1992年9月>

『Enterprise Risk Management Integrated Framework』

The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission

<2004年9月>

『内部統制の理論と実務 執行・監督・監査の視点から』

鳥羽至英 国元書房 平成17年4月

『代表訴訟が心配な役員のために 役員責任 』

中村直人 社団法人商事法務研究会 平成11年12月

『会社はこれからどうなるのか』

岩井克人 平凡社 平成15年2月

『会社は誰のものか』

岩井克人 平凡社 平成17年6月

『コンプライアンスの考え方 信頼される企業経営のために 』

浜辺陽一郎 中央公論新社 平成17年2月

以 上